

令和 7 年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧 (東地区)

目次

・ あずま小学校区	p.1～3
・ あずま北小学校区	p.4～6
・ あずま南小学校区	p.7～10

令和7年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧



放課後児童クラブは、本市に住所があり、小学校の放課後に仕事などの理由で保護者が不在になる家庭の児童を預かる施設です。放課後の子どもたちに居場所を提供し、働く保護者の子育てをサポートします。

令和7年4月1日からの入所の申し込みを下記のとおり開始いたしますので、ご案内いたします。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

あずま小学校区

令和6年8月21日現在

民設 児童クラブ オンリーワン	住所	西小保方町79-1（あずま小南西）
	連絡先（TEL）	0270-55-1871
	定員	69名
	特色	○体操協会公認のコーチが無料で指導しており、珍しいトランポリンが大人気です。 ○学校の宿題も対応。
	R7年度の募集期間	定員になり次第締め切らせていただきます。 ※新規受付の場合は、事前連絡必須
民設 tonan児童倶楽部伊勢崎	住所	田部井町二丁目1266-4（あずま小北東）
	連絡先（TEL）	0270-75-2855
	定員	28名
	特色	○学校から車で送迎します。 ○1年生から6年生まで受け入れています。 ○主体的で、自由な学びを推進します。 ○利用料は月ごとの利用日数に応じて変動します。
	R7年度の募集期間	○随時募集しています。 ○個別に案内、説明を行います。
公設 さざんか児童館 放課後児童クラブ	住所	東町2767（あずま小北）
	連絡先（TEL）	0270-62-8880
	定員	80名
	特色	○開設時間 月曜日～金曜日 放課後～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常利用の場合 月額10,000円 一時利用の場合 日額 800円（利用日数は一月に14日間までとして、負担金の上限を月額10,000円までとします。） ○一時利用の申込みについては、随時入所申込みで月ごとの申込みになります。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R7年度の募集期間	別紙参照

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、下記リンク又はQRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ(学童保育)）をご確認ください。

↓市ホームページリンク

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/shien/kosodateseisaku/3004.html>

市ホームページQRコード



【 さざんか児童館放課後児童クラブ 】

1. 書類の受取・申込み・面接

《書類配布場所》

さざんか児童館放課後児童クラブ

《書類配布期間》

令和6年10月1日（火）～11月15日（金）

午前9時30分～午後6時

※日曜・祝日は除きます。

《書類提出・面接場所》

令和6年11月16日（土） さざんか児童館放課後児童クラブ

※事前に放課後児童クラブへ連絡をして、面接の予約をしてください。

☆施設見学ができます☆

クラブでの活動の様子や生活の流れを知っていただくために施設見学を随時受け付けております。

希望の方は、事前にクラブに電話をして訪問の調整をしてください。

《提出が必要な書類》

①放課後児童クラブ入所申込書

②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類（就労証明書など）

③問診票/同意書

④その他、申込みに際して追加で必要となる書類（健康保険証のコピーなど）

【②のクラブを必要とすることを証明する書類について】

保護者（父・母）分でそれぞれ証明の提出が必要です。きょうだいで申込みをする場合は、下の子のみ添付してください。

入所基準	必要書類
就労	就労証明書（勤務先で作成する書類です。余裕をもって作成依頼をしてください。）勤務している方、採用予定の方は提出してください。市ホームページでダウンロードもできます。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日がわかる箇所）または妊婦一般健康受診票のコピー
保護者の疾病・障害	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピーを提出してください。
介護・看護	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）または介護保険被保険者証のコピーなど。また、介護・看護にかかわる時間を聞き取らせていただく場合があります。
就学	在学証明書のコピー及び授業の時間割など
虐待・DV	DV証明など
育児休業	就労証明書（育児休業期間の記入がされているもの）
その他	放課後児童クラブを必要とする状況についての届出書
離婚協議中	事件係属証明書など

裏面に続く➡

○提出手続きについて

◎必ず児童の保護者が手続きを行ってください。

◎提出期間内に書類の提出がされなかった場合には、申込みを受け付けることはできません。

○転居予定での申込み

転居先の学校区の放課後児童クラブに入所を考えている場合、書類の提出時に申し出てください。その際に、転居予定時期と住所をお伝えください。

○育児休業中の申込み・入所

《1.育児休業取得者の新規申込み可能月について》

育児休業明けの就労を事由として利用申込みをする場合、申込み可能な利用開始月は復職日によって異なります。

	復職日	利用可能月	例
①	月の1日～14日までに復職	前月の1日から利用可能	復職日が8月14日の場合⇒7月1日から利用可能
②	月の15日～末日に復職	復職当月の1日から利用可能	復職日が8月15日の場合⇒8月1日から利用可能

※復職日は、就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」の記載内容により判断します。

《2.一斉入所での申込みについて》

一斉入所における申込みのみ、以下の条件に該当する育児休業取得者（出産予定含む）の育児休業の復職日に応じた入所申込みを受け付けます。確認のため、再度入所月の前月に就労証明書の提出及び事前面接を市子育て支援課で行います。

《申込みの条件》※次の①.②すべての条件に該当する必要があります。

①申し込み時点で保護者及び児童の住所が伊勢崎市にあること

②社会保険またはそれに類する保険に本人名義で加入していること

※健康保険加入状況確認のため、育児休業取得者の健康保険証のコピーを提出してください。

2. 結果発送

令和7年1月中旬予定

※電話での問い合わせには応じられません。



令和7年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧



放課後児童クラブは、本市に住所があり、小学校の放課後に仕事などの理由で保護者が不在になる家庭の児童を預かる施設です。放課後の子どもたちに居場所を提供し、働く保護者の子育てをサポートします。

令和7年4月1日からの入所の申し込みを下記のとおり開始いたしますので、ご案内いたします。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

あずま北小学校区

令和6年8月21日現在

民設 あずまの森児童クラブ	住所	田部井町一丁目1092-1（あずまの森こども園内）
	連絡先（TEL）	0270-61-7800
	定員	40名
	特色	○児童の主体的な活動を見守り、社会性や創造性を身につけるための環境を整え、必要な援助を行います。 ○思いやり、やさしい心と正確な言葉をもって子どもたちの成長を支援します。
	R7年度の募集期間	申込書配布期間 R6年12月中旬頃 申込書受付期間 R7年1月中旬頃 あずまの森こども園卒園児以外は、面接があります。
公設 きく児童館 放課後児童クラブ	住所	国定町二丁目1795-1（あずま北小西）
	連絡先（TEL）	0270-61-0600
	定員	80名
	特色	○開設時間 月曜日～金曜日 放課後～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常利用の場合 月額10,000円 一時利用の場合 日額 800円（利用日数は一月に14日間までとして、負担金の上限を月額10,000円までとします。） ○一時利用の申込みについては、随時入所申込みで月ごとの申込みになります。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R7年度の募集期間	別紙参照

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、下記リンク又はQRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ(学童保育)）をご確認ください。

↓市ホームページリンク

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/shien/kosodateseaisaku/3004.html>

市ホームページQRコード



【 きく児童館放課後児童クラブ 】

1. 書類の受取・申込み・面接

《書類配布場所》

きく児童館放課後児童クラブ

《書類配布期間》

令和6年10月1日（火）～11月15日（金）

午前9時30分～午後6時

※日曜・祝日は除きます。

《書類提出・面接場所》

令和6年11月16日（土） きく児童館放課後児童クラブ

※事前に放課後児童クラブへ連絡をして、面接の予約をしてください。

☆施設見学ができます☆

クラブでの活動の様子や生活の流れを知っていただくために施設見学を随時受け付けております。

希望の方は、事前にクラブに電話をして訪問の調整をしてください。

《提出が必要な書類》

①放課後児童クラブ入所申込書

②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類（就労証明書など）

③問診票/同意書

④その他、申込みに際して追加で必要となる書類（健康保険証のコピーなど）

【②のクラブを必要とすることを証明する書類について】

保護者（父・母）分でそれぞれ証明の提出が必要です。きょうだいで申込みをする場合は、下の子のみ添付してください。

入所基準	必要書類
就労	就労証明書（勤務先で作成する書類です。余裕をもって作成依頼をしてください。）勤務している方、採用予定の方は提出してください。市ホームページでダウンロードもできます。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日がわかる箇所）または妊婦一般健康受診票のコピー
保護者の 疾病・障害	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピーを提出してください。
介護・看護	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）または介護保険被保険者証のコピーなど。また、介護・看護にかかわる時間を聞き取らせていただく場合があります。
就学	在学証明書のコピー及び授業の時間割など
虐待・DV	DV証明など
育児休業	就労証明書（育児休業期間の記入がされているもの）
その他	放課後児童クラブを必要とする状況についての届出書
離婚協議中	事件係属証明書など

裏面に続く➡

○提出手続きについて

◎必ず児童の保護者が手続きを行ってください。

◎提出期間内に書類の提出がされなかった場合には、申込みを受け付けることはできません。

○転居予定での申込み

転居先の学区の放課後児童クラブに入所を考えている場合、書類の提出時に申し出てください。その際に、転居予定時期と住所をお伝えください。

○育児休業中の申込み・入所

《1.育児休業取得者の新規申込み可能月について》

育児休業明けの就労を事由として利用申込みをする場合、申込み可能な利用開始月は復職日によって異なります。

	復職日	利用可能月	例
①	月の1日～14日までに復職	前月の1日から利用可能	復職日が8月14日の場合⇒7月1日から利用可能
②	月の15日～末日に復職	復職当月の1日から利用可能	復職日が8月15日の場合⇒8月1日から利用可能

※復職日は、就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」の記載内容により判断します。

《2.一斉入所での申込みについて》

一斉入所における申込みのみ、以下の条件に該当する育児休業取得者（出産予定含む）の育児休業の復職日に応じた入所申込みを受け付けます。確認のため、再度入所月の前月に就労証明書の提出及び事前面接を市子育て支援課で行います。

《申込みの条件》※次の①.②すべての条件に該当する必要があります。

①申し込み時点で保護者及び児童の住所が伊勢崎市にあること

②社会保険またはそれに類する保険に本人名義で加入していること

※健康保険加入状況確認のため、育児休業取得者の健康保険証のコピーを提出してください。

2. 結果発送

令和7年1月中旬予定

※電話での問い合わせには応じられません。



令和7年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧



放課後児童クラブは、本市に住所があり、小学校の放課後に仕事などの理由で保護者が不在になる家庭の児童を預かる施設です。

放課後の子どもたちに居場所を提供し、働く保護者の子育てをサポートします。

令和7年4月1日からの入所の申し込みを下記のとおり開始いたしますので、ご案内いたします。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

あずま南小学校区

令和6年8月21日現在

民設 よつば児童クラブ	住所	東小保方町3433-1（あずま南小東）
	連絡先（TEL）	0270-62-7777
	定員	45名
	特色	○学校の宿題も対応。 ○学校から徒歩10秒。 ○6年生まで対応。
	R7年度の募集期間	定員になり次第締め切らせていただきます。 ※新規受付の場合は、事前連絡必須
民設 学童クラブ子どもの森	住所	東小保方町3440-7（あずま南小東）
	連絡先（TEL）	0270-50-0562
	定員	80名
	特色	○1年生から6年生まで受け入れ可能 ○広い体育館で雨の日もたくさん遊べる（校庭遊びもあり） ○ゆっくりくつろげるリビングルームと和室（6畳）を新設 ○教師経験のある支援員がいる
	R7年度の募集期間	定員になるまで
民設 tonan児童倶楽部あずま南	住所	三室町4558（あずま南小北西）
	連絡先（TEL）	080-3284-0621
	定員	40人程度
	特色	○R7.4.1より新規開所 ○学校から車で送迎します。 ○1年生から6年生まで受け入れています。 ○主体的で、自由な学びを推進します。 ○利用料は月ごとの利用日数に応じて変動します。
	R7年度の募集期間	○随時募集しています。 ○個別に案内、説明を行います。

公設 あやめ児童館 放課後児童クラブ	住所	三室町3484-3（あずま南小南）
	連絡先（TEL）	0270-62-9977
	定員	80名
		○開設時間 月曜日～金曜日 放課後～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉 所 日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常利用の場合 月額10,000円 一時利用の場合 日額 800円（利用日数は一月に14日間までとして、負担金の上限を月額10,000円までとします。） ○一時利用の申込みについては、随時入所申込みで月ごとの申込みになります。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R7年度の募集期間	別紙参照

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、下記リンク又はQRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ(学童保育)）をご確認ください。

↓市ホームページリンク

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/shien/kosodateiseisaku/3004.html>

市ホームページQRコード



【 あやめ児童館放課後児童クラブ 】

1. 書類の受取・申込み・面接

《書類配布場所》

あやめ児童館放課後児童クラブ

《書類配布期間》

令和6年10月1日（火）～11月15日（金）

午前9時30分～午後6時

※日曜・祝日は除きます。

《書類提出・面接場所》

令和6年11月16日（土） あやめ児童館放課後児童クラブ

※事前に放課後児童クラブへ連絡をして、面接の予約をしてください。

☆施設見学ができます☆

クラブでの活動の様子や生活の流れを知っていただくために施設見学を随時受け付けております。

希望の方は、事前にクラブに電話をして訪問の調整をしてください。

《提出が必要な書類》

①放課後児童クラブ入所申込書

②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類（就労証明書など）

③問診票/同意書

④その他、申込みに際して追加で必要となる書類（健康保険証のコピーなど）

【②のクラブを必要とすることを証明する書類について】

保護者（父・母）分でそれぞれ証明の提出が必要です。きょうだいで申込みをする場合は、下の子のみ添付してください。

入所基準	必要書類
就労	就労証明書（勤務先で作成する書類です。余裕をもって作成依頼をしてください。）勤務している方、採用予定の方は提出してください。市ホームページでダウンロードもできます。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日がわかる箇所）または妊婦一般健康受診票のコピー
保護者の疾病・障害	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）病気を事由に利用を希望する場合に提出してください。障害事由の場合は、追加で障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピーを提出してください。
介護・看護	病状内容証明書（医師が記入したものに限る）または介護保険被保険者証のコピーなど。また、介護・看護にかかわる時間を聞き取らせていただく場合があります。
就学	在学証明書のコピー及び授業の時間割など
虐待・DV	DV証明など
育児休業	就労証明書（育児休業期間の記入がされているもの）
その他	放課後児童クラブを必要とする状況についての届出書
離婚協議中	事件係属証明書など

裏面に続く➡

○提出手続きについて

◎必ず児童の保護者が手続きを行ってください。

◎提出期間内に書類の提出がされなかった場合には、申込みを受け付けることはできません。

○転居予定での申込み

転居先の学校区の放課後児童クラブに入所を考えている場合、書類の提出時に申し出てください。その際に、転居予定時期と住所をお伝えください。

○育児休業中の申込み・入所

《1.育児休業取得者の新規申込み可能月について》

育児休業明けの就労を事由として利用申込みをする場合、申込み可能な利用開始月は復職日によって異なります。

	復職日	利用可能月	例
①	月の1日～14日までに復職	前月の1日から利用可能	復職日が8月14日の場合⇒7月1日から利用可能
②	月の15日～末日に復職	復職当月の1日から利用可能	復職日が8月15日の場合⇒8月1日から利用可能

※復職日は、就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」の記載内容により判断します。

《2.一斉入所での申込みについて》

一斉入所における申込みのみ、以下の条件に該当する育児休業取得者（出産予定含む）の育児休業の復職日に応じた入所申込みを受け付けます。確認のため、再度入所月の前月に就労証明書の提出及び事前面接を市子育て支援課で行います。

《申込みの条件》※次の①.②すべての条件に該当する必要があります。

①申し込み時点で保護者及び児童の住所が伊勢崎市にあること

②社会保険またはそれに類する保険に本人名義で加入していること

※健康保険加入状況確認のため、育児休業取得者の健康保険証のコピーを提出してください。

2. 結果発送

令和7年1月中旬予定

※電話での問い合わせには応じられません。

